土浦市デジタルサポーター募集要項

１　趣旨

「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会」を実現していくためには、年齢、性別、障害や疾病の有無、地理的な制約、経済的な状況等にかかわらず、個々人が各々の必要に応じて、誰もがデジタル化の恩恵を享受することのできる社会に向けた取組の推進が必要である。

このためには、まず、デジタル機器・サービスに不慣れな方等に対するきめ細かなサポート体制を整備することが求められる。

このような観点から、これらの事業や取組に携わる者を土浦市デジタルサポーター（以下「デジタルサポーターという。）」と位置付け、幅広く展開していくことを目指す。

２　概要

デジタルサポーターは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会」の実現に向け、デジタル機器・サービスに不慣れな方等を支援する取組に携わる意欲がある者について、本人からの申請に基づき、土浦市長が委嘱する。報酬については、無償とする。

デジタルサポーターは、デジタル機器・サービスに不慣れな方等に対し、講習会、講座等でデジタル機器・サービスの利用方法等を教える取組のほか、デジタル機器・サービスの利活用をサポートする取組を行う意欲がある者とする。

３　募集対象及び要件

デジタルサポーターは、市が実施する事業のうち、デジタル機器・サービスに不慣れな方等に対し、その利用方法等を教える取組のほか、デジタル機器・サービスの利活用をサポートする者を募集する。

※　個々のサポーターに義務的な追加業務が発生することはない。

４　委嘱期間

委嘱期間は原則１年間とし、年度ごとに更新する。年度途中に委嘱された者については、当該年度末（令和５年度の場合、令和６年３月３１日まで）を委嘱期間の末日とする。

更新に当たって、委嘱の継続を希望しない場合は、口頭等によりその意思を表明することにより委嘱を解かれる。

５　デジタルサポーターとして遵守すべき事項

（１）「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会」の実現のため、デジタル機器・サービスに不慣れな方等に対する理解を持ち、きめ細やかな対応を自らのできる範囲で心掛けること。

（２）デジタルサポーターとしての活動の中で知り得た個人情報の取扱いについて、関係法令を遵守すること。

（３）その他、次に掲げる行為又はそれに当たるおそれのある行為を行わないこと。

① 法令に違反する行為

② 活動上知り得た秘密を漏えいする行為

③ 営利目的を含む行為

④ その他公序良俗に反する等委嘱を受けた者としてふさわしくない行為

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。

６　委嘱状

デジタルサポーターには、土浦市長から委嘱状を付与する。

なお、デジタルサポーターとしての活動に対して土浦市から報酬、謝金等は支給されないが、別途、日当、交通費等が支給される講習会等に参加する場合において、当該主催者側から支給を受けることを妨げるものではない。

７　申請手続

（１）募集開始時期

令和５年７月１日から募集を開始し、随時申請を受け付ける。

（２）申請手順

以下に掲げる手順に沿って申請を行うこととする。

①上記「３　募集対象及び要件」を満たすことを確認する。

②土浦市デジタルサポーター実施要綱の定めに従い、申請等を行う。

③所定の審査を経た後に土浦市デジタルサポーターとして登録される。

（３）委嘱

申請内容を確認の上、土浦市長名で土浦市がデジタルサポーターを委嘱する。

８　その他

（１）申請書に不備がある場合、土浦市から申請者にその旨を連絡することがある。

（２）申請に際して土浦市が取得した個人情報については、デジタルサポーターの申請手続・委嘱手続等の目的に利用し、その他の用途には一切使用しない。

（３）虚偽の申請がなされた場合又は上記５（３）①から④までのいずれかに該当する行為を行った場合、委嘱を取り消すことがある。